

在留期間が経過したお客さまとの預金取引の一部制限について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）では、お客さまにご提供するサービスの向上とともに、マネー・ローダーリング及びテロ資金供与防止の管理態勢を強化し、安心・安全な金融システムの維持に努めております。

こうした背景から、当行では、外国籍のお客さまの口座開設時に、在留カードをご提示いただき、在留資格や在留期間等を確認させていただいておりますが、警察庁からの要請を踏まえ、2026年2月16日（月）より、申告の在留期間が経過した場合は、預金規定に基づき、一部の取引を制限させていただきますので、下記の通りお知らせいたします。

なお、対象となるお客さまに対しては、当行への届出内容に基づき、携帯電話へのSMSや郵便等により、順次ご案内をさせて頂いております。

記

1. 制限する取引

ATMや窓口での払出し、振込、振替取引（公共料金等の引き落としは除く）

2. 取引制限が始まる日時

在留期間満了日の翌日0時

3. 在留期間更新の届出手続

当行各支店窓口でお手続きできます。ご来店時にお持ち頂くものは「通帳またはキャッシュカード」と「在留カード」になります。

なお、2026年2月16日（月）からは、全国のセブン銀行のATMでも在留期間更新の受付を開始予定です。詳細は当行HPで改めてお知らせします。

以上

(参考) 警察庁事務連絡（2024年12月24日発出）

在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振り込みへの対応等について

(URL)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/20241224hansyu.pdf>

（関連するSDGs）



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

七十七グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



もっと、ずっと、地域と共に。